

別表

補助対象事業、補助金額

区分	補助対象事業	補助金額
太陽熱利用	1. 経済産業省の地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）で採択された医療・福祉施設等で実施する太陽熱利用の設備を導入する事業	補助対象経費から国が補助した残額の2分の1以内の額
	2. 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）で採択された医療・福祉施設等で実施する太陽熱利用の設備を導入する事業	ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の場合 国庫補助金を含む補助対象経費の合計額の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 国庫補助金を含む補助対象経費の合計額の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
地熱・地中熱利用	1. 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）で採択された公共施設等で実施する地熱利用の設備を導入する事業	ア 事業実施者が市町村の場合 国庫補助金を含む補助対象経費の合計額の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 国庫補助金を含む補助対象経費の合計額の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
	2. 経済産業省の地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金で採択された公共施設等で実施する地中熱等利用の設備を導入する事業	補助対象経費から国が補助した残額の2分の1以内の額
水素等の熱利用	経済産業省の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金で採択された住宅・オフィス・店舗等で実施するエネファームを導入する事業 ただし、設備の更新の場合は交付の対象外	1件当たり10万円以内。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は、その金額以内

詳細な事業内容等については、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付要綱及び各国庫補助金の交付規程を参照ください。